

PCB汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針(案)に対する意見募集結果について

No.	意見	御意見に対する考え方
1	指定区域ではない区域の汚染土壌を処理する施設や、指定区域内で現地処理をおこなう施設においても、本指針を遵守するよう行政の指導・監督がなされることが望まれる。	本指針は土壌汚染対策法に基づく指定区域から搬出されるPCB汚染土壌を浄化する施設を都道府県知事が認定するための留意事項を定めたものであります。本指針に関するご意見では無いため、今回のパブリックコメントの対象外とさせていただきますが、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針について」(平成15年2月14日付け環水土第24号。環境省環境管理局水環境部長通知)により指定区域外の汚染土壌についても指定区域と同様に処分することが望ましいとしております。
2	<p>一般的な「溶融方式」という定義ではなく、PCBの分解が技術的、客観的に確認されている技術名称(固有名称を含む)として表示すべきと考えます。</p> <p>PCB汚染土壌を浄化することができる施設の具体的技術名称を追加記載してほしい。</p> <p>土壌浄化におけるPCB処理の適正な方式を具体的に示してほしい。</p>	本指針においては、これまで環境省の実証試験事業等により、PCB汚染土壌の浄化ができるとの知見が得られている技術方式を記載しております。個々の具体的な技術については、認定の際に都道府県知事が判断すべきものと考えております。
3	<p>ダイオキシン類汚染土壌の浄化施設も検討するべきではないか。</p> <p>本指針の適用範囲にPCB由来のダイオキシン類汚染土壌を含めるべきである。</p>	本指針は土壌汚染対策法に基づく指定区域から搬出されるPCB汚染土壌を浄化する施設を都道府県知事が認定するための留意事項を定めたものであります。本指針に関するご意見では無いため、今回のパブリックコメントの対象外とさせていただきますが、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
4	処理実績、環境モニタリングの結果など処理事業に関する情報の共有化を図るため、インターネット等の方法により当該情報を公開することが望まれる。	認定を受ける地域において情報公開が必要かどうかは、認定の際に都道府県知事が判断するものと考えております。
5	PCB以外の特定有害物質との複合汚染となっている土壌についての記載を追加するべきでないか。	PCB以外の特定有害物質と複合汚染した土壌を浄化する場合は、「汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針」の内容も踏まえて認定することになります。
6	都道府県知事の許可にあたっては、PCB汚染土壌の浄化技術としての検討が公的な第三者機関によりなされ、十分に安全性をもった実用的な技術であると評価された技術を用いることが適当である。	都道府県知事が認定する際は、当該施設について確実にPCB汚染土壌が浄化できることを確認して認定を行うべきであります。確認の方法は認定を行う都道府県知事が判断すべきと考えております。

7	<p>都道府県知事の認定にあたっては、実証実験で確実かつ周辺環境へ影響を及ぼすことなく安全に分解されることを確認したときのPCB汚染濃度を、受入基準の上限値として設定することが適当である。</p>	<p>第1共通事項(1)すべての施設に共通する事項構造指針⑥及び維持管理指針④により、浄化試験により設定した浄化能力に見合った土壌を受け入れることとしております。</p>
8	<p>分離したPCBを場外処理する場合において、受入先に対する指導はどうなっているのかを示されたい。</p> <p>洗浄により回収したPCBおよびPCB濃縮物を当該施設内で無害化しない場合は、それらのPCBおよびPCB濃縮物はPCB廃棄物として適切に処理すること。</p> <p>「揮発させ、分離したPCB」は、PCB廃棄物であり、法規に従った扱い、処理する事を明示すべきです。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本指針適用にあたっての留意事項に分離したPCBを廃棄物として扱うことを記載しました。</p>
9	<p>専ら汚染土壌を廃棄物と混合して処理するような処理処分のみを行う施設については、そもそも汚染土壌浄化施設の定義に当てはまらないこととすると追記する必要があると思われます。</p>	<p>浄化施設の定義は「搬出する汚染土壌の処分方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第20号)において、「廃棄物処理法第十五条第一項の許可を受けた産業廃棄物処理施設その他の施設であって、汚染土壌の浄化(汚染土壌に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の汚染状態を規則第十八条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。)を行わせることが適当であるものとしてその所在地を管轄する都道府県知事が認めたものにおいて、汚染土壌の浄化を行うこと。」と定めております。</p>
10	<p>廃棄物と混合して処理を行う場合の関連法規を明確にする。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等の関連法規」と修正しました。</p>
11	<p>「原則として、汚染土壌を浄化する際には廃棄物と混合し浄化を行わないこと。なお、やむをえず廃棄物と混合して処理を行う場合は、関連法規に従って適正に取り扱うこと。」において、PCB汚染土壌を廃棄物と混合して処理する場合は、PCB廃棄物処理施設の業の許可が必要と解釈してよろしいか。</p>	<p>PCB廃棄物と混合して処理する場合、処理施設については、PCB廃棄物を処理する施設としての廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可が必要です。</p>
12	<p>「第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れる場合は、PCBの測定機器を自ら有するなど、…」とあるがPCBの測定機器を自ら有する必要性は何か？</p>	<p>「PCBの測定機器を自ら有するなど」としており、必ずしも自ら測定機器を有していなくても、必要な際に支障なく分析できる体制が確保されていればよいこととしております。</p>
13	<p>装置内部を負圧管理するとともに、万一の漏洩を考慮して装置を設置する建物も負圧管理することが適当である。</p>	<p>第1(1)構造指針⑩で事故による漏洩防止について規定されております。</p>

14	<p>浄化後の土壌に、飛散及び流出しないよう排出、貯留する事は必要ないとする。浄化による残渣及び副生成物だけを対象にした指針であるべきと考えます。</p>	<p>浄化後の土壌については、第1(1)維持管理指針22でPCB溶出量及びダイオキシン類濃度を測定し、基準値を適合することを確認した後、速やかに搬出することとしております。このため、測定により基準値に適合することを確認するまでは、飛散、流出しないよう管理する必要があります。</p>
15	<p>ダイオキシン類濃度の酸素濃度補正は、局所排気装置で排気中のダイオキシン類を除去したフィルタ類を焼却処理する場合に限って適用することにして頂きたい。</p> <p>局所排気装置の排気中のダイオキシン類濃度の分析に当たって、酸素濃度12%換算は必要ないと考えます。</p> <p>ダイオキシン類濃度算出方法の酸素12%換算は必要ないとする。</p> <p>酸素濃度による補正についての記述を削除されたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、局所排気装置におけるダイオキシン類濃度の測定にあたっては酸素濃度の換算を行わないこととしました。</p>
16	<p>作業環境および周辺環境保全のため、PCB、ダイオキシン類について6ヶ月に1回以上作業環境及び周辺環境測定を行い、作業環境及び周辺環境が適切に保たれていることを確認すること。</p>	<p>環境保全上の問題が生じないよう、排水、排ガス、排気のPCBやダイオキシン類等を測定することとしております。また、作業環境におけるPCBやダイオキシン類の測定は、関連法令等に基づき浄化施設の設置事業者が必要に応じて実施するものと考えております。</p>
17	<p>1日単位で処理済み試料を採取できない処理方式(バッチ処理等)においては、各バッチごとに試料採取を行うこととし、且つ一ヶ所の汚染土壌の量または100m³のうち、小さい方の量に至るまでの各バッチの採取試料を縮分して1検体とさせて頂きたい。</p> <p>浄化された土壌(あるいはスラグ)の分析頻度は、「1日浄化量または100m³以下、ただし1か所の汚染土壌量の発生量がこれを下回る時はその発生量」というように変更すべきと考えます。</p> <p>浄化後土壌のダイオキシン類の測定回数については、検討を要する。</p> <p>浄化後土壌の品質管理は1日浄化量ではなく100m³ごとに1回行うことが妥当と考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、一箇所の汚染土壌の発生量ごとに行うこととし、その際、一箇所の汚染土壌を基本となる単位量(最大100m³)ごとに区分して管理することに修正します。</p>
18	<p>「貯留は施設の一日あたりの処理能力に相当する数量に原則として28を乗じて得られる数量を超えて行なわないこと」とあるが、この数字の根拠は何か？安全に保管できる屋内保管庫を有する場合はこの限りでない等の但し書きを追記していただきたい。</p>	<p>PCB汚染土壌を安全かつ確実に浄化するためには、保管について一定の上限量を定めておくことは必要であると考えております。上限量の設定は廃棄物の処理及び清掃に関する法律を参考に設定しました。</p>

19	<p>ダイオキシン類濃度の酸素濃度補正は、PCB等は無害化することにより発生するガスに空気を混合して希釈放出する技術に限って適用するとして頂きたい。</p> <p>浄化施設排出口からの排ガス中のダイオキシン類濃度の分析に当たって、酸素濃度12%換算を一律に定める必要なく、ダイオキシン類特措法と同じ施設のみが12%換算(あるいは15%換算)をすべきと考えます。</p> <p>ダイオキシン類濃度算出方法の酸素12%換算は必要ないとする。</p> <p>「換算する酸素の濃度は12%とする」は、実酸素濃度が12%以下の排ガスに対しての指針であるように明示して頂きたい。</p>	<p>熱処理施設においては、空気による希釈が起こりえるため、酸素濃度の換算は必要であると考えます。</p>
20	<p>間接加熱の文言を「間接加熱または直接加熱」に変更する。</p> <p>熱処理方式として直接加熱方式も考えられるが、直接加熱方式を認めない理由はなにか。</p> <p>熱処理方式の項目として、「直接加熱方式」の記載が無いが何故か？直接加熱方式についても記載していただきたい。</p> <p>処理方式として間接加熱、溶融、洗浄の3つを掲げられておられます。PCBの処理として従来から直接加熱(焼却、温度条件あり)が認められていますが、直接加熱の方式を採用する施設は認定施設として認められませんか。</p>	<p>本指針においては、これまで環境省の実証試験事業等により、PCB汚染土壌の浄化ができるとの知見が得られている技術方式を記載しております。直接加熱方式によるPCB汚染土壌の浄化については現在のところ十分な知見が無いので本指針には記載しておりません。なお、新たな技術的知見が得られた場合は必要に応じて本指針を見直すこととしております。</p>
21	<p>生成スラグの円滑な排出に必要な設備は、それを必要とする方式に限る記述として頂きたい。</p> <p>但し書きとして、バッチ式溶融方式の場合は除くことを追記していただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、生成スラグの円滑な排出、冷却のための設備は必要な場合に限ることに修正しました。</p>
22	<p>「分解等により無害化すること」との表現の意味が不明確です。「基準」との関係を示してください。または、「分解等により基準以下にすること」との表現に変更すべきと考えます。</p>	<p>無害化とは第1共通事項(2)熱処理施設に共通する事項維持管理指針④に規定した値以下になるようにすることです。</p>
23	<p>溶融スラグは、産業廃棄物の鉱さいとして処理して差し支えないか。</p>	<p>本指針は土壌汚染対策法に基づく指定区域から搬出されるPCB汚染土壌を浄化する施設を都道府県知事が認定するための留意事項を定めたものであります。本指針に関するご意見では無いため、今回のパブリックコメントの対象外とさせていただきます。</p>
24	<p>洗浄方式においても排気がある場合は排ガスの規定を記載すべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第1共通事項(1)すべての施設に共通する事項構造管理指針⑰に洗浄設備を追加しました。</p>